

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年4月30日 22時15分ごろ
発生場所	福岡県 ^{かんた} 苅田町苅田港 苅田港南防波堤灯台から真方位212° 1,790m付近 （概位 北緯33° 46.4′ 東経130° 59.9′）
事故の概要	貨物船むさし丸は、着岸操船中、岸壁と衝突した。
事故調査の経過	令和2年5月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 むさし丸、13,927トン
船舶番号、船舶所有者等	137181、商船三井フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級（航海） 航海士、三級（航海）（履歴限定）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に凹損及び擦過傷 岸壁 コンクリートの剥離等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか12人が乗り組み、苅田港に入港する目的で、船長が航海士に指示して操船を操舵室から「右舷側ウイングでの総括操縦装置」（可変ピッチプロペラ、サイドスラスト、舵等の操作をジョイスティック及び回頭ダイヤルで総括して操作できる操縦装置、以下「本件総括操縦装置」という。）に切り替えて入航した。</p> <p>本船は、船長が苅田港フェリーA岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けして係船索を取り終えたので、航海士に指示して操船を本件総括操縦装置から操舵室に戻したところ、前進行き足となった。</p> <p>本船は、船長が前進行き足に気付いて航海士に後進半速力を指示し、航海士が主機テレグラフを確認したところ、同テレグラフが前進半速力位置となっていたので後進半速力位置にしたものの、右舷船首部外板が本件岸壁と衝突した。</p> <p>航海士は、本事故後、操船を操舵室から本件総括操縦装置に切り替えた際、主機テレグラフを前進半速力位置から停止位置にするのを失念していたことに気付いた。</p>
分析	本船は、着岸操船中、主機テレグラフが前進半速力位置になった状態で、航海士が操船を本件総括操縦装置から操舵室に戻したことから、前進行き足となり、本件岸壁と衝突したものと推定される。

	<p>航海士は、操船を操舵室から本件総括操縦装置に切り替えた際、主機テレグラフを前進半速力位置から停止位置にすることを失念したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、本船が着岸操船中、主機テレグラフが前進半速力位置になった状態で、航海士が操船を本件総括操縦装置から操舵室に戻したため、前進行き足となり、本件岸壁と衝突したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操船を操舵室から張り出し船橋での総括操縦装置に切り替える際には、先に主機テレグラフを停止位置にするよう指示した後、操船を総括操縦装置に切り替えるよう指示し、また、航海士等は、船長の指示に従って各操作を行った際には、その都度操作した旨を報告するなどして、相互に操作確認を行うこと。